

# 事業評価書

被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施

平成 24 年 3 月  
国家公安委員会・警察庁

## 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施

### 1 評価の対象とした政策

#### (1) 政策の背景及び目的

我が国の刑事手続において、被疑者の取調べは、事案の真相解明に極めて重要な役割を果たしている。しかし、平成19年には、取調べの在り方が問われる深刻な無罪判決等が相次ぎ、取調べを始めとした警察捜査に対する国民の信頼が大きく揺らぐという事態が生じた。

また、平成21年に開始された裁判員制度の下では、警察捜査の結果が直接国民の視点から検証されることから、警察における捜査手続、とりわけ被疑者の取調べの在り方について、一層の適正性の確保が求められることとなった。

このような諸情勢を踏まえ、国家公安委員会は、警察捜査における取調べの一層の適正化を喫緊の課題と認め、平成19年11月、「警察捜査における取調べの適正化について」を決定し、警察庁に対し、適切な対策を講じ、警察捜査に対する国民の信頼を回復するよう求めた。警察庁では、平成20年1月、この決定において示された、

取調べに対する監督の強化

取調べ時間の管理の厳格化

その他適正な取調べを担保するための措置

捜査に携わる者の意識向上

の4点に対応する形で警察が当面取り組むべき施策を「警察捜査における取調べ適正化指針」として取りまとめ、取調べに対する監督を強化するため、捜査部門以外の部門が被疑者取調べの監督を行うことなどの方針を定めた。平成20年4月には、被疑者取調べの監督に関し必要な事項を定めるため「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。）が制定され、平成21年4月には適正化規則の施行により、被疑者取調べ監督制度（以下「監督制度」という。）が開始された。

被疑者取調べの監督は、透視鏡等を利用した取調べ室の外部からの視認、事件指揮簿及び取調べ状況報告書の閲覧等の方法で、被疑者取調べの状況の確認を行うことなどにより、不適正な取調べを未然に防止し、取調べの適正化に資することを目的としている。

#### (2) 政策の内容

監督制度の開始により、下記の施策が実施されることとなった（アからカ）。また、監督制度の定着化を図るため、指導教養<sup>\*1</sup>の徹底が図られた（キ）。このほか、適正化規則に定めるところにより、被疑者取調べの状況等について各種の報告が行われることとされた。

##### ア 体制の整備

警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部又は皇宮警察本部（以下「警察本部」という。）の総務又は警務部門に、被疑者取調べの監督業務を担当する課（課に準ずるものを含む。以下「取調べ監督業務担当課」という。）を設置するとともに、取調べ業務担当課及び警察署（護衛署を含む。）の総務課又は警務課（課の置かれていない

\*1 職場や警察学校における警察実務等に係る警察職員の教育訓練のことを、警察では一般に「教養」と呼んでいる。

警察署にあっては係を含む。)に取調べ監督官を置き、取調べ状況の確認を行うこととされた。

#### イ 被疑者取調べ状況の確認

取調べ監督官及び取調べ監督業務担当課の職員から警察本部長が指名する巡察官(以下「取調べ監督官等」という。)が、取調べ室の外部からの視認、事件指揮簿及び取調べ状況報告書の閲覧等の方法により、被疑者取調べ状況の確認を行うこととし、不適正な取調べにつながるおそれのある行為として適正化規則に定められた監督対象行為<sup>\*2</sup>が認められた場合には、捜査主任官<sup>\*3</sup>に対し、取調べの中止を求めるなどの措置をとることとされた。また、監督対象行為に該当するか否かが外形上は判然としないが、捜査部門による事実確認を要すると認められた場合には、捜査主任官に対して取調べ状況の確認結果を通知し、更なる事実確認を求めることとされた。

#### ウ 苦情への適切な対応

被疑者取調べに関する苦情の申出を受けた警察職員は、速やかに取調べ監督官にその旨及びその内容を通知することとされた。苦情に係る通知を受けた取調べ監督官は、苦情処理担当部門が確認した事実関係について連絡を受けることとされた。

#### エ 調査の実施

被疑者取調べ状況の確認や、苦情に関する苦情処理担当部門による事実関係の確認結果等から、監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由が認められた場合には、取調べ監督業務担当課の警察官のうちから、警察本部長が取調べ調査官を指名し、当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査を実施させることとされた。

#### オ 実地点検及び指導の実施

都道府県警察及び皇宮警察本部(以下「都道府県警察等」という。)における被疑者取調べ監督業務の実施状況等について、警察庁長官が、長官官房審議官、長官官房総務課長のほか、同課に設置された取調べ監督指導室及び各管区警察局の警務課の職員(警視以上の階級にある者に限る。)の中から指名する職員に実地点検及び必要な指導を行わせることとされた。

#### カ 適正な取調べを担保するための措置

取調べ監督官等が被疑者取調べの状況を取調べ室の外部から視認できるようにするため、取調べ室における透視鏡の設置を進めることとされた。

---

\*2 適正化規則第3条に、次の6類型及びみなし行為が掲げられている。

被疑者取調べに際し、当該被疑者取調べに携わる警察官が被疑者に対して行う次に掲げる行為

- 一 やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。
- 二 直接又は間接に有形力を行使すること。
- 三 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。
- 四 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。
- 五 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。
- 六 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。

次のいずれかの場合において、警視總監、道府県警察本部長若しくは方面本部長又は警察署長の事前の承認を受けないときは、これを監督対象行為とみなしてこの規則の規定を適用する。

- 一 午後10時から翌日の午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき。
- 二 1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行うとき。

\*3 事件の捜査につき、警察本部長又は警察署長の指名を受けて、捜査方針を立てるなどの職務を行う者をいう。(犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第20条参照)

## キ 監督制度に関する指導教養の徹底

全国警察本部長会議、全国刑事部長会議等各種の機会を捉えて、警視総監、道府県警察本部長及び皇宮警察本部長（以下「警察本部長」という。）を始めとする都道府県警察等の幹部に対し、監督制度の適正な運用等について指示の徹底を図ることとした。また、取調べ監督業務担当課の職員に対しては、集中的な指導教養のため、幹部を対象として全国会議を開催するほか、警察大学校において専門的な教養を実施することとされた。さらに、捜査部門の職員に対しても、幹部を対象とした研修を実施するなど、監督制度について指導教養の徹底を図ることとされた。

なお、都道府県警察等においても、監督制度の実施に必要な指導教養を行い、制度の早期定着を図ることとされた。

### (3) 期待される効果

#### ア 体制の整備

警察本部及び警察署において、被疑者取調べの監督の実施に必要な体制を整備することにより、監督業務の円滑かつ適正な遂行が期待された。

#### イ 被疑者取調べ状況の確認

犯罪捜査を直接担当しない総務又は警務部門の職員から指名された取調べ監督官等が、取調べ状況を確認することなどにより、警察組織内部におけるチェック機能が発揮され、不適正な取調べが未然に防止されることが期待された。

#### ウ 苦情への適切な対応

取調べ監督官において取調べに係る苦情を把握し、必要な場合には、取調べ調査官が監督対象行為の有無を確定させるため、調査を行うことなどにより、苦情に対する厳正かつ公平な対応が確保されることが期待された。

#### エ 調査の実施

監督対象行為が行われたと疑うに足る相当な理由がある場合に、取調べ調査官が監督対象行為の有無について調査を行うこととされた。調査結果については、警察本部長に報告されるとともに、必要に応じて関係部署に通知することとされ、通知を受けた関係部署においては、懲戒処分や業務指導等、所要の措置が適切に講じられることが期待された。

#### オ 実地点検及び指導の実施

警察庁が都道府県警察等における被疑者取調べ監督業務の実施状況を実地に点検し、必要な指導を行うことにより、監督制度の適正な運用を担保するとともに、全国的な斉一を期すこととされた。

#### カ 適正な取調べを担保するための措置

取調べ室への透視鏡設置を進めることにより、取調べ監督官等が取調べ室の外部から視認して被疑者取調べの状況を確認することが容易になることから、監督制度の実効性が高まり、取調べの適正化に資することが期待された。

#### キ 監督制度の指導・教養の徹底

幹部を始めとする警察職員に対し、指導教養を徹底することにより、監督制度の早期の定着が期待された。

## 2 評価の観点

1 に掲げる施策の効果を、取調べの適正化に対する有効性の観点から評価する。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 効果の把握の手法

##### ア 体制の整備

警察本部における取調べ監督業務担当課の設置状況を把握するとともに、取調べ監督業務担当課及び警察署における取調べ監督官を始めとした取調べ監督業務に従事する職員の配置状況を把握する。

##### イ 被疑者取調べ状況の確認

取調べ監督官等による取調べ室の外部からの視認の回数や、監督対象行為を認め、捜査主任官に対して取調べの中止等の措置を求めた件数、更なる事実確認を求めるため、捜査主任官に確認結果の通知を行った件数を把握する。

##### ウ 苦情への適切な対応

苦情の申出を受けた警察職員からの通知等により取調べ監督官が集約した被疑者取調べに係る苦情の件数を把握する。

##### エ 調査の実施

取調べ調査官が監督対象行為の有無を確定するために実施した調査の件数及び監督対象行為として確定した事案数を把握する。

##### オ 実地点検及び指導の実施

警察庁及び各管区警察局が都道府県警察等に対して行った実地点検等の実施状況を把握する。

##### カ 適正な取調べを担保するための措置

全国の警察施設の取調べ室における透視鏡の設置状況を把握する。

##### キ 監督制度の指導・教養の徹底

警察庁による都道府県警察等の職員を指導する立場にある警察本部長を始めとする幹部職員や、監督業務の中核となる取調べ監督業務担当課の職員に対する指導教養の実施状況を把握する。

また、都道府県警察等における職員への指導教養の実施状況についても把握する。

#### (2) 効果の把握の結果

##### ア 体制の整備

全ての警察本部において、総務又は警務部門に「取調べ監督室」等の取調べ監督業務担当課が設置され、警視の階級にある者を長として、専従の職員が配置されていた。また、取調べ監督業務担当課及び警察署の総務課又は警務課の警察官のうちから、主として警部の階級の者を中心に取調べ監督官が指名されていたほか、夜間、休日等の取調べ監督官が不在の場合に備え、取調べ監督官の業務を補助する監督補助者が指名されていた。以上から、夜間、休日を含めて、全ての警察本部及び警察署に被疑者取調べ監督業務に従事する職員が配置されており、監督制度を円滑かつ適正に実施するための体制が整えられていることが確認された。

なお、警察庁においては、長官官房総務課に「取調べ監督指導室」を設置し、監督業務に関する全国的な指導調整を実施している。

##### イ 被疑者取調べ状況の確認

都道府県警察等の取調べ監督官等が行った視認の回数は、平成21年（4-12月）は約164万回、平成22年は約251万回、平成23年は約286万回に上っており、いずれも、同

期間中における被疑者取調べの件数を上回っていた。取調べ監督官等は、毎日同じ時間帯に視認を行うことのないよう努めるとともに、事件指揮簿や取調べ状況報告書の閲覧等により、全ての被疑者取調べについてその状況を確認している。

表1 被疑者取調べの件数及び視認回数

|           | 平成21年(4-12) | 平成22年      | 平成23年      |
|-----------|-------------|------------|------------|
| 被疑者取調べの件数 | 135万4,528件  | 167万7,500件 | 158万4,102件 |
| 視認回数      | 164万8,874回  | 251万1,198回 | 286万8,381回 |

取調べ監督官等が取調べ状況を確認した結果、監督対象行為が認められ、捜査主任官に対して被疑者取調べの中止等の措置を求めた件数は、平成21年(4-12月)は7件、平成22年は5件、平成23年は5件であった。

また、事実関係の更なる確認を求めため、捜査主任官に取調べ状況の確認の結果を通知した件数は、平成21年(4-12月)は205件、平成22年は354件、平成23年は820件であった。通知を受けた捜査部門において通知に係る事例について検討を実施し、業務指導につなげた例もあるなど<sup>\*4</sup>、取調べ監督官等による通知が不適正な取調べの未然防止に資するものとなっていることが確認された。

さらに、巡察官が、被疑者取調べ状況の確認が適切に行われているかを実地に確認するため、警察署に対する巡察を実施し、警察署における被疑者取調べ状況の確認を行うとともに、取調べ監督官に対する指導教養を行っていることが確認された。巡察官による警察署への巡察の回数は、平成21年(4-12月)は20,066回、平成22年は27,628回、平成23年は31,616回であり、全国平均で、一署当たり年間26.7回(平成23年)<sup>\*5</sup>の巡察が行われた。

#### ウ 苦情への適切な対応

被疑者取調べに係る苦情として取調べ監督官が把握した苦情の件数は、平成21年(4-12月)は340件、平成22年は474件、平成23年は552件であった。取調べ監督業務を担当する部門は、把握した苦情について、取調べ状況の確認結果や、苦情処理担当部門における事実関係の確認結果等を踏まえ、監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由の有無について判断し、相当な理由があると認められた場合には取調べ調査官による調査を実施することとなる。

#### エ 調査の実施

\*4 通知により業務指導が行われた例としては、取調べ監督官が視認により、取調べ室内に証拠品か否かが判然としない物品がある事実を認め、その旨を捜査主任官に通知したことにより、捜査部門において、必要のない物品を持ち込むことのないよう業務指導が行われたもの等がある。

\*5 平成23年4月1日現在における全国の警察署の数は、1,185署である。

取調べ調査官が行った調査の件数は、平成21年（4-12月）は29件、平成22年は31件、平成23年は301件であった<sup>\*6</sup>。調査の結果、監督対象行為として確定した事案数は、平成21年（4-12月）は22事案、平成22年は26事案、平成23年は27事案であり、各年ともおおむね横ばいであった。

監督対象行為を類型別に見ると、便宜供与が最も多く、各年ともおおむね6～7割を占めている。監督対象行為を確定した事案を認知の端緒別に見ると、取調べ監督官等による取調べ状況の確認を端緒として監督対象行為を確定した事案が平成21年（4-12月）に14事案、平成22年に10事案、平成23年に11事案あるほか、留置部門による通報等が端緒となった事案があった<sup>\*7</sup>。一方、取調べに係る苦情を端緒として監督対象行為を確定した事案は、いずれの年も4事案であった。以上のとおり、監督対象行為の確定に至った事案の8割程度が警察組織内部で把握された端緒を通じて監督対象行為の確定に至っており、監督制度が適正に運用され、警察組織内部におけるチェック機能が発揮されていると評価できる。

表2 監督対象行為の類型別内訳

|                         | 平成21年(4-12) | 平成22年 | 平成23年 |
|-------------------------|-------------|-------|-------|
| 調査件数                    | 29件         | 31件   | 301件  |
| 監督対象行為として確定した事案数        | 22事案        | 26事案  | 27事案  |
| 監督対象行為の件数 <sup>*8</sup> | 23件         | 30件   | 31件   |
| 便宜供与                    | 16件         | 17件   | 22件   |
| 身体接触                    | 3件          | 4件    | 1件    |
| 有形力行使                   | 1件          | 3件    | 1件    |
| 不安困惑                    | 1件          | 2件    | 3件    |
| 人の尊厳著害                  | 0件          | 1件    | 1件    |
| 一定の姿勢種動作                | 0件          | 0件    | 0件    |
| 深夜・長時間の取調べ未承認           | 2件          | 3件    | 3件    |

\*6 適正化規則では、「被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由のあるとき」は、取調べ監督業務を担当する部門が、監督対象行為の有無の調査を行うこととされており、監督制度の運用開始後、監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由があると認められた事案について調査を実施してきたが、平成23年3月までは、統計には、結果として監督対象行為があることが確定された調査を中心に計上されていた。平成23年4月からは、全ての調査を計上することとし、これにより、平成23年の調査件数が増加している。

\*7 警察部内における認知の端緒として、このほか、取調べ警察官の自己申告や関係警察官の通報などがある。

\*8 これらの中には、1事案で複数件の監督対象行為が確定し、計上されているものがある。平成21年は1事案に対して2件の監督対象行為が、平成22年は1事案に対し5件の監督対象行為が、平成23年は1事案に対して2件の監督対象行為が、また、別の1事案に対して4件の監督対象行為が確定したものがあり、それぞれ計上されている。

表3 監督対象行為認知の端緒別内訳

| 端 緒      | 平成21年(4-12) | 平成22年 | 平成23年 |
|----------|-------------|-------|-------|
| 警察部内で認知  | 18事案        | 21事案  | 21事案  |
| 取調べ状況の確認 | 14事案        | 10事案  | 11事案  |
| 留置部門の通報  | 3事案         | 6事案   | 4事案   |
| そ の 他    | 1事案         | 5事案   | 6事案   |
| 苦情等を端緒   | 4事案         | 5事案   | 6事案   |
| 苦情の申出    | 4事案         | 4事案   | 4事案   |
| そ の 他    | 0事案         | 1事案   | 2事案   |

監督対象行為を確定した事案については、調査終了後に取調べ監督業務担当課が関係部署に対し調査結果を通知しており、通知を受けた捜査部門において所要の業務指導等が行われているほか、当該行為が規律違反に該当した場合は、その内容に応じ、監察部門による取調べ警察官等に対する懲戒処分及び監督上の措置（以下「懲戒処分等」という。）が行われている。

本評価の対象期間（平成21年4月から平成23年12月までの2年9か月間）と適正化規則施行前の2年9か月間における不適正な被疑者取調べに対する懲戒処分等の状況<sup>\*9</sup>を比較すると、適正化規則の施行後においては、懲戒処分等の件数が4割近く減少している。態様別に見ると、「暴行、有形力の行使」、「便宜供与」がいずれもおおむね半減していることが認められた。

以上から、適正化規則の施行後、監督制度が適正に運用されるとともに、警察職員の間における適正な取調べに対する意識が向上していることがうかがわれ、これによって、取調べに係る不適正事案が減少しているものと評価できる。ただし、取調べに係る不適正事案は絶無には至っておらず、引き続き、監督制度に関する指導教養等を通じて、適正な取調べに関する捜査員の意識の向上を図り、監督制度の定着を確実なものとする必要がある。

表4 不適正な被疑者取調べに対する処分等の事案数

| 種 別     | 規則施行前(H18.7-21.3) | 規則施行後(H21.4-23.12) |
|---------|-------------------|--------------------|
| 懲 戒 処 分 | 12事案              | 10事案               |
| 監督上の措置  | 10事案              | 4事案                |
| 合 計     | 22事案              | 14事案               |

表5 不適正な被疑者取調べに対する処分等の事案の態様別内訳

| 態 様      | 規則施行前(H18.7-21.3) | 規則施行後(H21.4-23.12) |
|----------|-------------------|--------------------|
| 暴行、有形力行使 | 10事案              | 4事案                |
| 便宜供与     | 12事案              | 7事案                |
| 不適切交際    | 0事案               | 1事案                |
| そ の 他    | 0事案               | 2事案                |

\*9 警察庁の各局部において把握している不適正な被疑者取調べに対する懲戒処分等の事案数を、事案の発生日を基に集計したもの。



## オ 実地点検及び指導の実施

警察庁長官から指名された職員が、都道府県警察等において監督制度の運用状況に関する実地点検及び指導を行った（平成21年度は警察本部93回、警察署96回、平成22年度は警察本部64回、警察署105回、平成23年度（4-12月）は警察本部49回、警察署99回の実地点検及び指導を実施。いずれも延べ回数。）

実地点検の結果、多くの都道府県警察等において、以下に掲げるもの等、監督制度の適正な運用のための取組が積極的に実施されていることが確認された。

- ・ 体制充実による効果的な指導教養の実施
- ・ 取調べ監督官及び監督補助者の分担による不定期な視認の実施（視認時間帯が固定化することを防止。）
- ・ 巡察官による月1回程度の不定期な巡察の実施
- ・ 取調べ状況把握のためのシステムの機能改善の推進

一方、一部の都道府県警察等においては、監督制度の運用に関して、下記等の改善すべき点が認められたことから、全国的な斉一を図る観点から所要の指導を実施した（指導の結果、全ての指摘事項について改善措置が講じられた。）

- ・ 小規模な警察署に対し、警視の階級にある巡察官による巡察が実施されていなかったため、適切に実施するよう指導を実施
- ・ 取調べ状況把握のためのシステムにおける取調べの予定等を把握する機能に不十分な点が認められたことから、より効率的なものとするよう指導を実施

## カ 適正な取調べを担保するための措置

平成23年12月までに、全国の警察施設の全ての取調べ室（12,184室）において、透視鏡の設置が完了した。また、透視鏡の設置により取調べの機能が損なわれることのないよう、カーテン等の遮蔽物が併せて設置されており、取調べの機能を確保しつつも、取調べ監督官等が必要に応じて取調べ状況を外部から視認することが容易となっている。

## キ 監督制度の指導・教養の徹底

警察庁及び都道府県警察等において、それぞれ次のような取組が行われた。

### (ア) 警察庁における主な取組

- ・ 警察本部長を始めとする警察本部の幹部職員に対し、全国警察本部長会議、全国刑事本部長会議、全国捜査関係課長等会議等の全国会議において、監督制度の適正な運用、適正な取調べの確保等について指示を行った。
- ・ 取調べ監督業務担当課の長を対象として、「全国取調べ監督担当室長等会議」を開催し（平成21年6月、平成22年11月、平成23年10月）、監督業務全般に関する協議検討を行うとともに、警察大学校においては、取調べ監督業務担当課の職員を対象として「被疑者取調べ監督専科」を開講し、監督業務の遂行に必要な技能の向上を図った。
- ・ 上級幹部、捜査幹部等を対象として、警察庁に設置された取調べ監督指導室の職員が、警察運営科、特別捜査幹部研修所等における研修において、監督制度に関する教養を行った。

### (イ) 都道府県警察等における主な取組

- ・ 全ての都道府県警察等において、警察本部長を始めとする幹部職員が、警察署長及び警察署の各課長を対象として、監督制度の適正な運用、適正な取調べの実

施等に関して指示を行っていることが確認された。

- ・ 各警察署の取調べ監督官を対象として、警察本部の取調べ監督業務担当課が監督業務の具体的な推進方策についての協議検討を内容とした研修会等を実施していることが確認された。
- ・ 警察署員を対象として、警察署長、取調べ監督官等が朝礼等において、監督制度に関する教養を行っていることが確認された。また、警察署の課・係単位でも、監督対象行為の事例を踏まえながら適正な取調べの在り方について議論を交わし理解を深める少人数教養が行われていることなどが確認された。このほか、取調べ監督業務担当課の職員による各警察署への巡回教養の実施も確認された。

以上から、全国の警察職員一人一人に対して、監督制度や監督対象行為の概要についての指導教養が継続的に実施され、監督制度の定着化が進められていることが確認された。

#### 4 評価の結果

監督制度実施のための体制整備については、全ての警察本部において、取調べの監督のための組織・人員が整備されるとともに、制度の定着化のため、様々な機会を通じて指導教養が実施されていることが確認された。また、全ての取調べ室において透視鏡の設置が完了するなど、必要な設備整備が確実に進められていることも確認されたことから、監督制度の運用を担保するための体制はおおむね整えられたものと評価できる。

監督制度の運用状況については、取調べ件数を超える取調べ状況の視認が行われていることが確認されるなど、取調べ監督官等による視認等による取調べ状況の確認が定着化している状況が認められた。また、警察庁職員による実地点検等の結果、都道府県警察等において、監督制度がおおむね適正に運用されていることが確認されるとともに、不十分な点については既に指導に基づく改善措置が講じられている。

監督制度の有効性については、監督対象行為の確定に至った事案のうち、取調べ監督官等による視認等、警察部内で端緒を得たものが8割程度を占めるとともに、監督対象行為に至らない事案についても、捜査主任官に通知された取調べ状況の確認結果が捜査部門における業務指導に活用されるなど、被疑者の取調べに関して、警察組織内部におけるチェック機能が相当程度発揮されている状況が認められる。また、監督制度の開始後、不適正な被疑者取調べに係る事案として、懲戒処分等の対象となったものが4割程度減少していることなどからも、監督制度には、取調べの適正化を図る上で相当程度の有効性があるものと評価できる。

#### 5 今後の課題

監督制度については、その定着化が認められるとともに適正な運用がなされていることが確認されたが、不適正な取調べにつながるおそれのある行為である監督対象行為の発生が見られ、取調べに係る不適正事案も絶無には至っていない。

取調べ監督業務の担当部門においては、引き続き、監督制度の適正な運用を図り、警察組織内部におけるチェック機能を最大限に発揮させるとともに、監督制度の一層の定着化を図る必要がある。

また、取調べの適正化は、一義的には、捜査部門において捜査指揮や指導、さらには各種の施策を通じて行うべきものであることを踏まえれば、捜査部門においても、適正な取

調べに関する捜査員の意識を高める観点から、捜査員の意識改革に向けた一層の指導教養や、取調べ警察官に対する捜査幹部の適切な捜査指揮・捜査管理が求められるところであり、警察組織全体で取調べの一層の適正化を図っていく必要がある。

## **6 評価を実施した時期**

平成21年4月から平成23年12月までの2年9か月間

## **7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項**

この報告書の作成に当たり、第23回警察庁政策評価研究会において意見を聴取した。

## **8 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項**

- (1) 平成21年度における被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の施行状況等
- (2) 平成22年における被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の施行状況等
- (3) 平成23年における被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の施行状況
- (4) 平成22年度第2四半期監察の実施状況

## **9 政策所管課**

総務課

# 取調べ監督業務の流れ

